

「令和8年度常陸太田市地域公共交通計画」、「令和8年度常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画」及び「令和8年度常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画」策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

常陸太田市企画部企画課

令和8年6月

1. 業務の目的

常陸太田市地域公共交通活性化協議会（以下「本協議会」という。）が行う「常陸太田市地域公共交通計画」、「常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画」及び「常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画」の策定を目的とします。

実施にあたり、策定業務の支援について、知識、技術、経験を有する事業者に委託するものです。

2. 業務の概要

「常陸太田市地域公共交通計画」、「常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画」及び「常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画」の策定支援業務を委託します。

なお、それぞれの調査業務ごとに契約を行い、業務を実施することとします。

(1) 常陸太田市地域公共交通計画策定支援業務

① 業務内容

別紙「令和8年度 常陸太田市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」のとおり

② 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月25日（木）まで

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については仕様書に定めます。

また、その他必要な事項は、別途定めます。

③ 事業費限度額

9,955,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格は、この範囲で別途算定します。

※支払いは、事業完了後に一括払いとします。

(2) 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

① 業務内容

別紙「令和8年度 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務仕様書」のとおり

② 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月25日（木）まで

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については仕様書に定めます。

また、その他必要な事項は、別途定めます。

③ 事業費限度額

7,260,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格は、この範囲で別途算定します。

※支払いは、事業完了後に一括払いとします。

(3) 常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

① 業務内容

別紙「令和8年度 常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務仕様書」のとおり

② 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月25日（木）まで

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については仕様書に定めます。

また、その他必要な事項は、別途定めます。

③ 事業費限度額

6, 600, 000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格は、この範囲で別途算定します。

※支払いは、事業完了後に一括払いとします。

3. 担当課

常陸太田市 企画部 企画課（担当：黒羽）

住所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

電話 0294-72-3111（内線 311）

E-mail kikaku1@city.hitachiota.lg.jp

H P <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>

4. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、常陸太田市財務規則（昭和 62 年常陸太田市規則第 1 号）を遵守したうえ、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 常陸太田市物品調達等の契約事務に関する規程（平成 14 年常陸太田市告示第 38 号）に基づく令和 5・6・7 年度一般競争（指名競争）入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者又は常陸太田市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成 16 年常陸太田市告示第 115 号）に基づく令和 7・8 年度の建設コンサルタント業務等の入札参加資格の審査を受け資格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成 19 年常陸太田市告示第 71-2 号）に基づく指名停止措置及び常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 2 年告示第 21 号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 常陸太田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、地方自治体の公共交通計画等の策定支援業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。

5. 選考についての特記事項

このプロポーザルの審査は、審査委員会において審査を行います。

(1) 企画提案書の提出

「令和8年度常陸太田市地域公共交通計画」、「令和8年度常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画」及び「令和8年度常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画」策定業務の企画提案書を提出するものとします。

なお、それぞれの提案を、明確に分けて説明ができる内容としてください。

(2) 評価

審査基準（別表 公募型プロポーザル評価基準表）に基づき審査し、審査結果の合計点数が最上位の者を契約予定事業者とし、次に合計点数が高かった者を次点の契約予定事業者とします。

審査の結果、審査結果の合計点数が最上位の提案が複数あった場合は、審査員の協議により審査委員会が決定し、契約予定事業者を選定します。

なお、調査業務ごとに契約をすることから、審査の結果によって、「常陸太田市地域公共交通計画」、「常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画」及び「常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画」の契約事業者が異なる場合があります。

6. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和8年6月15日（月） ※常陸太田市ホームページにて、提出書類等のダウンロードをしてください。
参加申し込み	令和8年6月15日（月）から 令和8年6月24日（水）午後4時30分まで ※メール送信後、「企画課」に送信確認の電話をしてください。 ※参加資格の確認を行い、令和8年6月25日（木）までに確認の結果を電子メールで通知します。
質問の受付	令和8年6月15日（月）から 令和8年6月23日（火）正午まで ※メール送信後、「企画課」に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和8年6月24日（水）までに常陸太田市ホームページへの公開または電子メールを送付します。
企画提案書等の提出	令和8年6月25日（木）から 令和8年7月6日（月）までの土日祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（郵送による場合も含む） ※企画提案書のデータを電子メールで送付してください。 ※メール送信後、「企画課」に送信確認の電話をしてください。

ヒアリング審査 (書類審査)	<p>令和8年7月10日(金)ヒアリング審査(予定)</p> <p>※ヒアリング審査の詳細案内は、企画提案書等の提出を行った参加事業者に令和8年7月7日(火)までに、連絡いたします。</p> <p>※企画提案書等の提出者が5者を超える場合は、書類審査を行い、令和8年7月7日(火)までに結果を電子メールにて通知いたします。</p> <p>※WEB会議システム等により行う場合があります。</p> <p>※審査日が変更となる場合があります。</p>
結果通知	令和8年7月17日(金)までに、電子メールにて通知(予定)
契約締結	令和8年7月17日(金)以降、速やかに契約締結

7. 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書(様式1)(以下、様式1)」、「業務経歴書(様式4)(以下、様式4)」、「実施体制調書(1)(様式5-1)(以下、様式5-1)」、「実施体制調書(2)(様式5-2)(以下、様式5-2)」、「実施体制調書(3)(様式5-3)(以下、様式5-3)」、「配置予定者調書(1)(様式5-4)(以下、様式5-4)」、「配置予定者調書(2)(様式5-5)(以下、様式5-5)」、「配置予定者調書(3)(様式5-6)(以下、様式5-6)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月24日(水)午後4時30分まで

(2) 提出方法

(様式1)、(様式4)、(様式5-1)、(様式5-2)、(様式5-3)、(様式5-4)(様式5-5)、(様式5-6)に必要な事項を記入し、電子メールに添付して「企画課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル参加申込(事業者名)」としてください。メール送信後、「企画課」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加資格の確認

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、令和8年6月25日(木)までに参加資格の確認結果について、申込みをいただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有する事業者(以下、参加事業者)は、企画提案書等の提出をお願いします。

8. 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式2)(以下、様式2)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月23日(火)正午まで

(2) 提出方法

(様式2)に必要事項を記入し、電子メールに添付して「企画課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問票(事業者名)」としてください。

メール送信後、「企画課」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答は、令和8年6月24日(水)までに、市ホームページへの公開または電子メールの送付にて行います。

9. 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下、提出書類)を持参または郵送により提出してください。1者につき1つの提案の提出に限ります。

なお、そのデータを電子メールで送付してください。

(1) 提出期間

令和8年6月25日(木)から令和8年7月6日(月)までの土日祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(郵送による場合も含む)

提出期限に遅れた提出書類は、その追加及び修正を含め、いかなる理由があっても受理しません。

(2) 提出物

提出物は次の表のとおりです。提出書類は、日本産業規格によるA4判の規格によることとし、左綴じで1部作成してください。なお、②~⑫の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。⑬の書類については1部を作成した事業者名を特定できる内容の記述はせず、もう1部は事業者の所在地、名称、代表者印を押印の上提出してください

番号	提出書類	部数	注意事項
①	公募型プロポーザル参加に係る誓約書	1部	指定様式による(様式3) ※代表者印を押印してください。
②	業務経歴書	1部	指定様式による(様式4)
③	実施体制調書(1)	1部	指定様式による(様式5-1)
④	実施体制調書(2)	1部	指定様式による(様式5-2)
⑤	実施体制調書(3)	1部	指定様式による(様式5-3)
⑥	配置予定者調書(1)	1部	指定様式による(様式5-4)
⑦	配置予定者調書(2)	1部	指定様式による(様式5-5)
⑧	配置予定者調書(3)	1部	指定様式による(様式5-6)
⑨	企画提案書	1部	指定様式による(様式6) ※「常陸太田市地域公共交通計画」、「常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画」、「常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画」に係る提案を、明確に分けて説明ができる内容としてください。 ※ページ数は、A4版40ページ(両面印刷)までとしてください。
⑩	業務行程表(1)	1部	指定様式による(様式7-1)
⑪	業務行程表(2)	1部	指定様式による(様式7-2)
⑫	業務行程表(3)	1部	指定様式による(様式7-3)
⑬	見積書	各2部	※1部は作成した事業者名を特定で

	「令和8年度常陸太田市地域公共交通計画策定支援業務」 「令和8年度常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務」 「令和8年度常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務」	(任意様式)	きる内容の記述はしないでください。 ※1部は事業者の所在地、名称、代表者印を押印の上提出してください。 ※見積額には消費税及び地方消費税を含みます。 ※積算根拠を明らかにした書類(様式任意)を添付してください。
--	--	--------	--

10. 選考方法

選考は、市役所でのヒアリング審査により行います。なお、WEB会議システム等によるヒアリング審査になる場合があります。

審査方法については、令和8年6月25日(木)の参加資格確認結果通知時に併せて連絡します。

企画提案書の提出者が5者を超えた場合については、企画提案書等を審査し(書類審査)、上位5者をヒアリング審査の対象とします。書類審査を行った場合、令和6年7月7日(火)までに審査結果を電子メールで通知します。

ヒアリング審査は、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。その際、プレゼンテーションへの出席者は5名以内とします。プレゼンテーションの時間は40分以内で、その後の質疑応答(15分程度)を行う予定です。5分程度の準備(片付け)時間を含めた各参加事業者の配分時間は、合計60分以内の予定です。

なお、審査当日の時間等の詳細は、令和8年7月7日(火)までに電子メールで通知します。

(1) 評価

評価は、別紙「公募型プロポーザル評価基準表」により行います。ヒアリング審査による評価の合計点が最上位の者を契約予定事業者に決定し、次に点数の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。審査結果の合計点数が最上位の提案が複数あった場合は、審査委員会が決定します。

選考にあたり、審査委員会において最低基準を設け、参加事業者の数に関わらず選考を行います。なお、最低基準については、提案全体及び業務それぞれに設けるものとし、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとし、各業務単独で最低基準を満たさなかった場合には、満たさなかった業務のみ再度公募を行います。

契約予定事業者が何らかの理由により、契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 選考結果

選考結果は、令和8年7月17日(金)までにヒアリング審査に参加した参加事業者へ電子メールで通知します。

(3) その他

市役所でのヒアリング審査においてパソコン、スクリーン、プロジェクター等を使用する場合は「企画課」に相談してください。その際、スクリーン及びプロジェクターについては、「企画課」で用意しますが、パソコン及びその関係機材は、各参加事業者にて

用意してください。

ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現(参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等)はしないでください。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

11. 結果の公表

選考結果については、常陸太田市ホームページで公表する予定です。

12. 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された事業者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

13. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるものほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

14. その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する全ての費用は、参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正及び変更は一切認めません。
- (3) 常陸太田市と契約を締結する事業者は、予定した管理技術者等を配置するものとし、当該管理技術者等の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 常陸太田市と契約を締結する事業者は、提出書類の「企画提案書(様式6)」及び「業務行程表(1)(様式7-1)」、「業務行程表(2)(様式7-2)」、「業務行程表(3)(様式7-3)」に記載する内容を基に常陸太田市と協議を行い、決定した業務内容に基づき業務を実施するものとし、常陸太田市の許可なく変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、常陸太田市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、常陸太田市情報公開条例(平成11年条例第20号)に基づき提出書類の公開について判断します。

- (8) 参加申込を行った後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出するものとします。
なお、主催者は辞退者に対して、今後、不利な取り扱いはいたしません。

別表 「令和8年度常陸太田市地域公共交通計画」、「令和8年度常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画」及び「令和8年度常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画」策定支援業務に係る公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目		主な評価の視点	配点
1	業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> 十分な過去の同種・類似業務実績があるか。 同種・類似業務の中で、特色ある提案や有効な施策提案につながったものがあるか。 	10点
2	現状把握について	<ul style="list-style-type: none"> 常陸太田市及び日立市（特に2市に跨るバス路線）の特性や現状を十分に把握し、知識や関心を持っているか。 導入調査業務にあたり、地理的な状況等を的確に把握した提案となっているか。 	10点
3	「常陸太田市地域公共交通計画策定支援業務」について	<ul style="list-style-type: none"> 業務履行に係る人員体制や連絡体制が十分であるか。 管理技術者等は、地域公共交通計画策定等に関する専門的な知見や経験等があるか。 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に見合った期間が確保され、業務行程が実現可能であるか。 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> 常陸太田市の公共交通の将来見通しや公共交通の課題を把握しているか。 データ集計に基づく利用者分析の視点・考え方は的確か。 （集計データの活用・反映） ①路線バス ②乗合タクシー ③交通空白地有償運送 ④市公共交通全体 市民アンケート等の実施方法や集計方法、利用者分析の視点・考え方は的確か。 目標達成に向けた有効施策や評価体制が示されているか。 会議の開催に必要な資料作成（調査、分析）支援の体制が整備されているか。 本事業の策定に国補助事業を活用するための、具体的な手法が示されているか。 	30点
		<ul style="list-style-type: none"> 事業目的を達成するための独自の・効果的な提案があるか。 	10点
4	「常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務」について	<ul style="list-style-type: none"> 業務履行に係る人員体制や連絡体制が十分であるか。 管理技術者等は、地域公共交通利便増進実施計画策定等に関する専門的な知見や経験等があるか。 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に見合った期間が確保され、業務行程が実現可能であるか。 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> 市内外の移動実態や主要拠点間の流動分析等に係る人流データの調達や、有効な活用方法について示されているか。 常陸太田市地域公共交通計画との整合性は図られているか。 会議の開催に必要な資料作成（調査、分析）支援の体制が整備されているか。 的確な交通事業者ワーキングの開催が示されているか。 市域全体の地域公共交通ネットワークの再構築の検討が図られているか。 本事業の策定により国補助事業が活用できる具体的な手法が示されているか。 	30点
		<ul style="list-style-type: none"> 事業目的を達成するための独自の・効果的な提案があるか。 	10点

5	「常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務」について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務履行に係る人員体制や連絡体制が十分であるか。 ・管理技術者等は、複数の自治体に跨る地域公共交通利便増進実施計画策定等に関する専門的な知見や経験等があるか。 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に見合った期間が確保され、業務行程が実現可能であるか。 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> ・常陸太田市と日立市の2市に跨るバス路線について将来の見通しや課題を把握しているか。 ・常陸太田市及び日立市地域公共交通計画との整合性は図られているか ・会議の開催に必要な資料作成（調査、分析）支援の体制が整備されているか。 ・的確な交通事業者ワーキングの開催が示されているか。 ・常陸太田市と日立市の2市に跨る路線について地域公共交通ネットワークの再構築の検討が図られているか ・本事業の策定により国補助事業が活用できる具体的な手法が示されているか。 	30点
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を達成するための独自の・効果的な提案があるか。 	10点
6	見積金額の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案内容に見合った金額であるか。 	
		①常陸太田市地域公共交通計画策定支援業務調査業務	10点
		②常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務	10点
		③常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務	10点
合 計			230点